

マイナンバーカードの国外継続利用をされる方へ

【マイナンバーカード国外継続利用時の確認事項】



転出予定日はいつですか？

転出予定日の前日まで
国外継続利用ができます

転出予定日当日または転出後は
マイナンバーカード再申請を
行ってください

※国外転出予定日から
90日以内の申請であれば
手数料は無料です
(旧カード要返納)



本人または法定代理人が窓口に来られていますか？



連絡のつながるメールアドレスはありますか？

同一世帯の方でも
国外継続利用の手続きは可能です



署名用電子証明書の発行は希望されますか？



利用者証明用電子証明書の更新は希望されますか？

更新する頻度を減らすため、
国外転出時の更新がおすすめ！

同一世帯の方が手続きされる場合、
委任状及び
本人が暗証番号を記載したもの
(封筒に封入・封緘)
が必要です